

「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」の概要について（平成24年10月1日施行⇒平成29年11月13日改正⇒令和6年3月27日改正）

《趣旨・目的》

- 次代の社会を担う子どもが、健やかに成長し、安全に安心して暮らせることは、府民全ての願いである。しかしながら、子どもの心身に重大な被害を及ぼす犯罪が後を絶たず、とりわけ子どもに対する性犯罪は、その人権及び尊厳を踏みにじる決して許すことのできない犯罪であり、身体的及び心理的に深刻な影響を与え、子どもの健やかな成長を著しく阻害するばかりでなく、その家族はもとより地域社会にも重大な影響を及ぼすことになる。
- 本条例は、子どもに対する性犯罪を未然に防止するため、子ども、保護者、地域に不安を与える行為等への規制や刑期満了者に対する対応などを行い、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会、すなわち、子どもが健やかに成長し、安全に安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

《子どもの安全確保に関する啓発等》

●府の責務

- ・府は、市町村、事業者、府民等と連携して、社会全体で子どもを性犯罪から守るために必要な施策を実施する責務を有する。
- ・府は、事業者及び府民が、子どもを性犯罪から守るために行う自主的な活動を促進するため、必要があると認めるときは、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

●啓発活動等

- ・府は、子どもに対する性犯罪を未然に防止し、その安全を確保することについて、府民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を推進するものとする。
- ・府は、子どもを性犯罪から守るための教育を充実するよう努めるものとする。

《条例適用上の注意》

●関係者への配慮事項

- ・この条例の適用に当たっては、性犯罪の被害を受けた子ども及びその関係者の名誉又は平穏な生活を害することのないよう十分配慮しなければならない。

《規制を行う行為及び配慮事項》

●不安を与える行為の禁止

- 何人も、親権者、未成年後見人、学校等の職員その他の者で現にその監督保護をするもの（以下「監督保護者」という。）が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある13歳未満の者に対し、挨拶、防犯に関する活動等の社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすること。
 - 二 義務のない行為を行うことを要求すること。

●威迫する行為等の禁止

- 何人も、その監督保護者が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある13歳未満の者に対し、社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 いいがかりをつけ、又はすぐむこと。
 - 二 身体、衣服等を捕らえ、又はつきまとうこと。

●禁止行為に係る通報

- ・禁止行為に該当すると認められる行為を発見した者は、監督保護者に連絡し、又は警察官に通報するよう努めるものとする。連絡を受けた監督保護者は、その旨を警察官に通報するよう努めるものとする。
- ・連絡又は通報を行う者は、禁止行為に該当すると認められる行為を受けた13歳未満の者の不安の軽減を図るよう努めるものとする。

●禁止行為に関する配慮事項

- 禁止行為の適用に当たっては、挨拶、防犯に関する活動等を阻害することのないよう十分配慮するものとする。

●罰則を規定

- 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 一 常習として不安を与える行為を行った者
 - 二 威迫する行為等を行った者

《社会復帰支援・住所等の届出制度》

●住所等の届出義務

- 子ども（18歳未満）に対する性犯罪を犯し、これらの罪に係る刑期の満了の日から5年を経過しない者で府の区域内に住所を定めたものは、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

《届出事項》

- 氏名、住所、性別、生年月日、連絡先、届出に係る罪名、刑期の満了した日
- ・届出事項に変更が生じた場合
届出事項変更の届出
- ・届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
5万円以下の過料
- 社会復帰に関する支援
 - ・知事は、届出を受けたときは、社会復帰に関する相談その他必要な支援を行うものとする。
 - ・社会復帰支援を行うに当たっては、社会復帰支援対象者の意に反して、その家族、近隣住民その他の関係者にその事情を知られないよう十分配慮しなければならない。

【子ども（18歳未満）に対する性犯罪】

- 不同意わいせつ罪（強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪）
 - 不同意性交等罪（強姦罪又は強制性交等罪・準強姦又は準強制性交等罪）
 - 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪
 - 集団強姦罪
 - 不同意わいせつ致死傷罪、不同意性交等致死傷罪（強制わいせつ致死傷罪、準強制わいせつ致死傷罪、強姦致死傷罪又は強制性交等致死傷罪）、監護者わいせつ致死傷罪及び監護者性交等致死傷罪、集団強姦致死傷罪
 - 営利目的等略取罪及び誘拐罪（わいせつ目的の場合）
 - 強盗・不同意性交等罪（強盗強姦罪又は強盗・強制性交等罪）、強盗・不同意性交等致死罪（強盗強姦致死罪又は強盗・強制性交等致死罪）
 - 常習強盗・不同意性交等（常習強盗強姦罪又は常習強盗・強制性交等罪）
 - 児童ポルノ製造罪（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第4項（H26.7月の改正前であれば第7条第3項））」
 - 面会要求罪（刑法第182条第2項面会罪）
 - 性的姿態等撮影罪（性的姿態等撮影罪第2条第1項第2号～第4号までの罪）
- ※未遂罪の規定がある罪については、未遂罪も対象。
※下線部は旧罪名を示す。